

こうさんWEB-FB 利用規定

第1条 こうさんWEB-FB

1. こうさんWEB-FBとは

こうさんWEB-FB（「こうさんウェブエフビー」といいます。）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます。）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込・給与振込・賞与振込等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。（以下、本サービスといいます。）

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

(1) 本サービスの利用を申し込みされるお客様（以下「利用申込者」といいます。）は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「しんきん法人インターネットバンキングサービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

(2) 当金庫が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうえは、「申込書」に偽造、変造その他事故があつても、そのために生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示したお客様IDまたは各種パスワード、電子証明書の不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスの利用申込みをするものとします。

3. 利用資格者

(1) ご契約先は、本サービスの利用に際してご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます。）を申込書により届出るものとします。

(2) 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます。）を、当金庫所定の手続きにより登録できるものとします。

(3) ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届出るまたは変更登録するものとします。

当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(4) 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

当金庫は、ご契約先での変更登録処理が完了するまでの間、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に

生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(5) 本サービスの利用資格者は、管理者および利用者とします。

4. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものまたは当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限ります。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

6. 代表口座

ご契約先は、お申込み店舗に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として申込書により届出るものとします。

7. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税をいただきます。

当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定に拘わらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます。）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。なお、引落口座は代表口座とします。

(2) 当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

(3) ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、前一号と同様の方法により引き落とします。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

(1) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。

①電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます。）

②お客様IDおよび各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方法（以下「ID・パスワード方式」といいます。）

(2) 電子証明書方式またはID・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出してください。

2. 電子証明書の発行

(1) 電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申し込んだご契約先の管理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。

(2) 同一のご契約先において、電子証明書方式とID・パスワード方式の併用はできません。

3. お客様IDおよび各種パスワード

お客様ID、初回ログインパスワード、初回登録確認用パスワード、初回承認用パスワードおよび初回都度振込送信確認用パスワードは、ご契約先自身が決定し、申込書により当金庫に届出るものとします。

当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのお客様ID、初回ログインパスワード、初回登録確認用パスワード、初回承認用パスワードおよび初回都度振込送信確認用パスワードとして登録します。

また、管理者は、本サービスのご利用開始前に端末より管理者および利用者のお客様ID、ログインパスワード、登録確認用パスワード、承認用パスワードおよび都度振込送信確認用パスワード（以下これらの各種パスワードを総称して「各種パスワード」といいます。）を当金庫所定の手続きにより登録します。

4. 本人確認手続き

(1) 取引の本人確認の方法

- ① 「電子証明書方式」における取引時の本人確認は、第2条第2項によりすでに電子証明書を受領し、かつ第2条第3項によりすでにお客様IDおよび各種パスワードを登録済みの管理者および利用者が端末から当金庫に送信した電子証明書を解析してその正当性を確認し、かつ、かかる管理者および利用者が、自分で端末の画面上で入力したログインパスワードと、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。
 - ② 「ID・パスワード方式」における取引時の本人確認は、第2条第3項により、すでにお客様IDおよび各種パスワードを登録済みの管理者および利用者が、自分で端末の画面上で入力したお客様IDおよび各種パスワードと、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。
- (2) 当金庫は、「電子証明書方式」・「ID・パスワード方式」いずれの場合においても、当金庫が本項第1号の方法に従って本人確認をした場合は、ご契約先本人の真正な意思による有効な取引として取り扱うものとし、お客様IDおよび各種パスワード、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのためにご契約先に生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

5. 各種パスワード等の管理

- (1) お客様IDおよび各種パスワードは、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など容易に推測できる番号を使用しないとともに定期的に変更手続きを行ってください。
- (2) 管理者がお客様IDを変更する場合には当金庫所定の手続きにより届出ください。また、各種パスワードを変更する場合には当金庫所定の手続きにより登録または届出ください。
- (3) 管理者がお客様IDまたは各種パスワードを失念し、またはこれらの紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合は、直ちにお客さまご本人から当金庫所定の手続きにより当金庫に届出ください。この届出に対し、当金庫は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出以前に生じた損害については、第11条に定める場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (4) 利用者がお客様IDまたは各種パスワードを失念し、またはこれらの紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合は、お客様の管理者にてご対応ください。
- (5) 本サービスの利用について届出と異なる各種パスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、利用者の場合は管理者に、管理者の場合は当金庫に連絡のうえ所定の手続きをとってください

い。

6. 電子証明書の有効期間および更新

- (1) 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- (2) 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、ご契約先は、以後本サービスを利用することができません。
- (3) 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が本人確認方法を「電子証明書方式」から「ID・パスワード方式」に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても当該終了日をもって失効します。

7. 電子証明書の取扱い

- (1) 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- (2) 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続を行ってください。
- (3) 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合は、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- (4) 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- (5) 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届出してください。
 - ①電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に電子証明書の削除を行わなかった場合。
 - ②電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - ③電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。
この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については、第11条に定める場合を除き、責任を負いません。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、お申込み店舗に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を、申込書により当金庫に届出ください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届出ください。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認終了後、利用者が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。
当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

- (1) 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。
- この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。
- なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。
- (2) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会がなされたことによつて生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条 資金移動

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引とは、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関への国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼を発信する取引をいいます。
- なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。
- (2) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額、当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込の手続きをします。
- (3) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定に拘わらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (4) 以下の各号に該当する場合、振込はできません。
- ①振込時に、振込金額、当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ②支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適当と認めたとき。
 - ⑤その他、振込ができないと当金庫が認める事由があるとき。
- (5) 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

2. 指定日

振込依頼の発信は、原則として総合振込・都度振込においてはご契約先が指定された指定日に、給与賞与振込においてはご契約先が指定された指定日の2営業日前に実施します。

ただし、振込依頼日当日が指定日となる場合、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎ、または指定日が金融機関窓口休業日のときは振込処理を行いません。

3. 振込取引における依頼内容の組戻し

- (1) 本規定の第3条第3項により、依頼内容が確定した後にその依頼内容を取りやめる場合（以下「組戻し」といいます。）は、当該取引の引落口座がある当金庫本支店の窓口において、当金庫所定の組戻依頼書に当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。
- この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第1項第2号の振込手数料および消費税は返却いたしません。また、組戻しについては、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。組戻し手数料および消費税の支払は、第1項第3号に従い、引落口座から自動的に引き落とすことができるものとします。
- (2) 前項の場合、当金庫は、組戻依頼書の内容に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信しますが、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (3) 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取証に届出の印鑑により記名押印の上、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 組戻しされた振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻し手数料とあわせて店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (5) 当金庫が、組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一ご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (6) 振込取引において、指定された振込先金融機関の振込口座へ入金できず、振込資金が返却された場合には、当金庫はご契約先にその旨お伝えしますので本項第1号の手続きを取って下さい。返却された振込資金は本項第3号により処理しますが、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、組戻し依頼があったものとして、当金庫は振込資金を引落口座に入金処理することができます。この場合、組戻し手数料および消費税の支払は、第1項第3号に従い、引落口座から自動的に引き落とすことができるものとします。また、振込電文送信後の当規定に記載のない事項については、「振込規定」により取り扱います。
- (7) 第2項の発信日の前日以前に、本規定の第3条第3項により依頼内容が確定した後にその依頼内容を取りやめる場合は、ご契約先からの端末による操作により依頼内容を取りやめることができます。この場合は、組戻し手数料および消費税はいただけません。

4. ご利用限度額

- (1) 当金庫は、「振込」について「支払指定口座」毎に1回あたりのご利用可能限度額を設けます。また、総合振込、都度振込のご利用に際しては、振込指定日1日あたりのご利用累計限度額を設けます。なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することができます。
- (2) ご契約先は、前号に基づき定められた1回あたりのご利用可能限度額および1日あたりのご利用累計限度額を限度として、利用者毎に1回あたりのご利用可能限度額および1日あたりのご利用累計限度額を設定することができるものとします。
- (3) ご利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 照会サービス

1. 取引の内容

ご契約先は、ご契約時に指定する代表口座またはサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の取消、変更

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容は、残高、出入金明細等を当金庫が証明するものではなく、回答後であっても当金庫が取消または訂正等を行うことがあります。この場合、取消または訂正により生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第6条 データ伝送サービス

1. サービスの定義

(1) データ伝送サービス（以下「データ伝送」）といいます。）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」）といいます。）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

(2) データ伝送が可能な伝送データの種類は、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。

2. 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込にかかる取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座を有する当金庫本支店とします。

3. 取扱方法

(1) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。

(2) 伝送データの授受にあたり、取扱时限、データの仕様等については、当金庫が定める方法により行ってください。

(3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込資金、当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます。）は、当金庫所定の日時までにご指定の口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定に拘わらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。

(4) 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、金庫所定の手続きにより取消し依頼を行ってください。当金庫は直ちにデータの取消し処理を行いますので、処理完了後、当金庫に再送を行ってください。

(5) 当金庫は、伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。ただし第4条第2項の発信日の前日以前の場合は、ご契約先からの端末による操作により伝送データの取消ができます。

4. ご利用限度額

(1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込について伝送一回あたりのご利用可能限度額を設けます。なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

(2) ご契約先は、前号のそれぞれのデータ伝送種類ごとについて、前号に基づき定められた伝送一回あたりのご利用可能限度額を限度に、利用者毎にご利用限度額を設定するものとします。

(3) 利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第7条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により代表口座保有店宛に届出るものとします。

この届出前に生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第8条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第9条 海外からのご利用

海外からは、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

第10条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があつても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があつたとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにも拘わらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となつたとき、または本サービスの取扱いが遅延したとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があつたとき。

2. 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼働しなかつたことにより取引が成立せず、または意図せず成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第11条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

1. 補償の要件

お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分な説明をいただいていること。
- (3) ご契約先が、警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等がご契約先の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があること

をご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。) 前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料を含みます。)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)を当金庫所定の金額を限度に補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

3. 適用の制限

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

第2項に拘わらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません(状況により補償する場合もあります)。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ①当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
- ②当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等(パート、アルバイト、派遣社員等を含みます)によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
- ③ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- ④ご契約先に重大な過失があった場合。
- ⑤当金庫所定のセキュリティ対策を実施していない場合。

- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

第12条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第13条 解約等

1. 都合解約

本サービスの契約(以下「本契約」といいます。)は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

3. サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約されたものとします。

4. サービスの強制解約

ご契約先が、以下の各号の一に該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払いが遅延した場合。
- (3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
- (5) 支払いの停止または破産、特別精算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。
- (6) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (8) でんさいネットの取引停止通知を受けたとき。
- (9) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (10) 当金庫の規定に違反するなど、当金庫がサービスの中止を必要とする相当の事由があったとき。

5. 解約後の取引の取り扱い

本契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼について、当金庫は処理をする義務を負いません。

第14条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届出した住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、給与振込に関する契約書等により取り扱います。

第16条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容をご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第17条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第18条 機密保持

ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第19条 準拠法・管轄

本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第20条 譲渡・買入・貸与の禁止

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができます。

第21条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上

ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

1. ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、こうさんWEB-FBの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。
2. 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、こうさんWEB-FBサービスを契約のお客様に限るものとします。

第3条 利用申込および利用開始

1. トークン

トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。

お客様は管理者および利用者ごとにハードウェアトークンとソフトウェアトークンのいずれかを選択することができますが、同一の管理者および利用者が併用することはできません。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式で、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客様はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込および利用開始

(1) ハードウェアトークン

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により申込みください。

お客様からの申込み後、お客様の届出住所にトークンを送付いたします。

お客様はこうさんWEB-FBの管理者および利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン到着後、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンのシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

(2) ソフトウェアトークン

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫所定の登録画面に、アプリに表示されるトークンの「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンのシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、こうさんWEB-FBの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

- ハードウェアトークンの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となった場合はハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。
- 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。
- ソフトウェアトークンの利用期限はありません。
- 前記3.に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、当金庫所定の方法により申込み後、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失および盗難

- お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止等の措置を講じます。
- 前記1.の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫はトークンを再発行のうえ、お客様の届出住所に送付します。ソフトウェアトークンの場合、お客様にあらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンの再発行とします。
- 前記2.によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 手数料

- ハードウェアトークンの複数台発行および紛失・破損等による再発行にあたっては、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。
- 当金庫は本サービスにかかる手数料を、お客様に事前に通知することなく変更または新設する場合があります。

第8条 免責事項等

- 当金庫がハードウェアトークンを第3条、第5条、第6条に基づき、お客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により第三者(当金庫職員を除く)が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
- ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該ワンタイムパスワードの利用を停止します。それにより生じた

損害について当金庫は一切の責任を負いません。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の手続きをとるものとします。

5. お客様が住所の変更の届出を怠った場合等、当金庫の責めによらない事由により送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できません。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。それらにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。
6. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. 前記1.から2.の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第10条 譲渡・質入の禁止

お客様は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、またハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

お客様は、ソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの制作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、こうさんWEB-FBサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越契約書等により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以上